

多子世帯保育料軽減事業

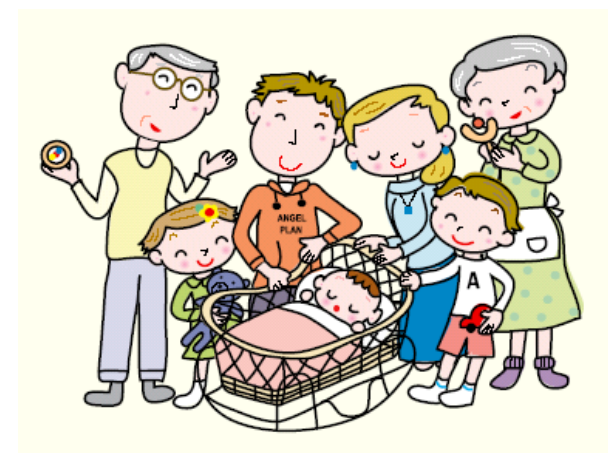
子育て家庭への経済的負担の軽減策として、第3子以降で3歳未満児のいる多子世帯に対し実施している保育料の無償化に加え、第2子で3歳未満児のいる世帯の保育料を半額とする助成を行います。

事業内容

- 対象者：（１）第3子以降で3歳未満児 （２）第2子で3歳未満児
- 助成内容：公立・私立認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所・施設の保育料
 - 対象者（１）の保育料を無償化（継続）、（２）の保育料を全額負担から半額へ軽減（拡充）
- 所得制限：第3子…所得制限撤廃／第2子…国が定める利用者負担上限額基準の第4～第5階層（世帯年収約360万円以上640万円未満）
 - <国の制度>第2子：世帯年収約360万円未満までは半額、360万円以上は同時入所の場合に限り半額
 - 第3子以降：世帯年収約360万円未満までは無償、360万円以上は同時入所の場合に限り無償
- 事業主体：市町村 ○補助率：県1／2、市町村1／2

対象者等の事例(世帯年収360万円以上640万円未満の世帯)

	小学生以上←	未就学児 →保育所等 3歳以上←	→3歳未満
<事例1>	第1子	第2子 無償※	第3子 無償
<事例2>	第1子	※幼児教育・保育無償化により無償	第2子 半額
<事例3>	第1子 第2子		第3子 無償



○…当該事業の対象